

浄妙寺跡発掘調査概要

1967

宇治市教育委員会
浄妙寺跡発掘調査委員会

は し め に

宇治市は、京阪両都市のベッドタウンとして最近めざましい発展を見つづありますが、特に東宇治地区での人口急増による対策の一として木幡小学校を新設することとなり、その敷地を木幡赤塚の地に最終的に決定を見たのでありますが、同地は藤原道長建立の浄妙寺跡であると推定されるので校舎建築工事着手前に調査を実施せられたいと京都府教育委員会からの申出がありました。この申出に対し、宇治市教育委員会では、木幡小学校の開校を間近に控えているので、この時期に間に合うよう早急に調査を実施することに決定、直ちに次の方々を委嘱し「浄妙寺跡調査委員会」を結成しました。

委員長	宇治市教育委員会教育長	北 島 勇
委員	京 都 府 教 育 委 員	宮 城 敏 夫
同	宇 治 市 文 化 協 会 長	上 林 種 太 郎
同	六 地 蔵 区 長	長 谷 川 久 一
同	学 識 経 験 者	三 角 泰 治
同	立 命 館 大 学 教 授	林 屋 辰 三 郎
同	奈良国立文化財研究所 平城宮跡発掘調査部長	杉 山 信 三
同	京都府立城南高等学校教諭	山 田 良 三
同	京都府教育庁文化財保護課	堤 圭 三 郎
同	宇 治 市 管 財 課 長	阪 田 農 夫 雄
同	宇治市教育委員会次長	松 阪 利 男
同	同 社会教育課長	佐 々 木 栄 之 助

かくて昭和42年1月24日より杉山委員及び堤委員の担当のもとに現地発掘調査が行なわれ、2月6日浄妙寺三昧堂の礎石と推定されるものが見出され、三昧堂の位置がほぼ推定されることになった。しかしこの三昧堂の位置がちょうど校舎の東部に当るのでこの遺跡を保存するため、宇治市教育委員会では、校

舎の位置を当初予定の北部より南部に変更し、運動場を北部とすることによって、学校教育と文化財保護との両立をはかる処置をとりました。これによって浄妙寺跡の完全保存が実現しましたことは当調査委員会として誠に喜びに堪えない次第であります。

終りに関係各位のご協力ご援助を心から感謝いたしまして序といたします。

昭和42年3月

宇治市教育委員会教育長

浄妙寺跡調査委員会委員長

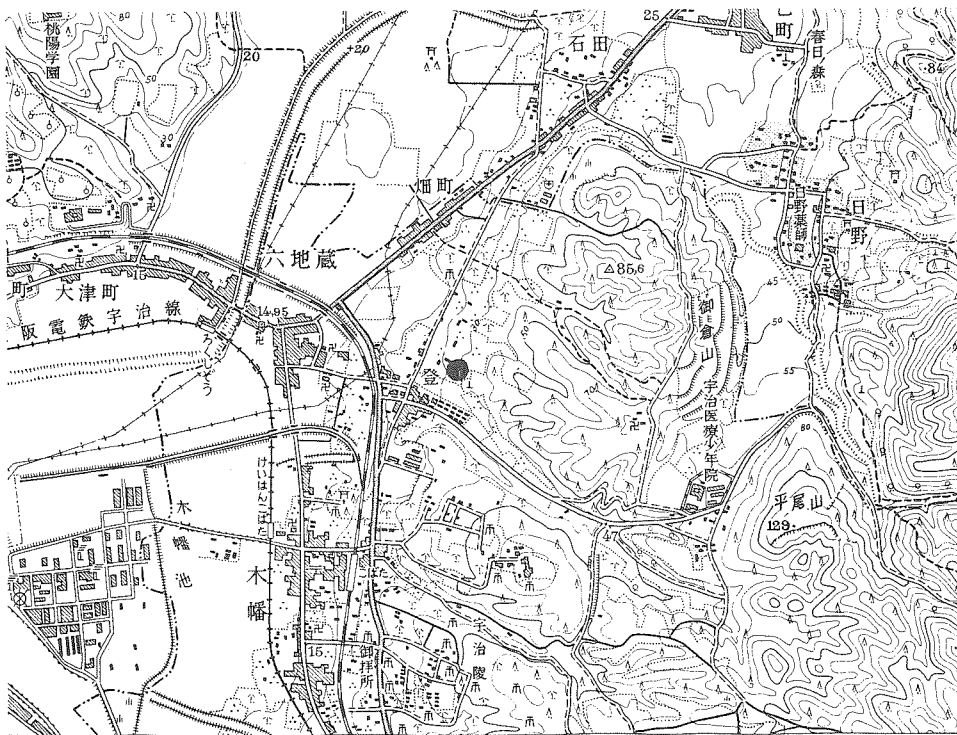
北 島 勇

1 浄妙寺跡発掘調査概要

I

宇治市教育委員会は、昭和41年12月25日、同市木幡赤塚と同花揃との地に、約1アールを占めて、木幡小学校の新設を発表した。ところで、その地域を含め、周辺に、平安時代中・後期に属する瓦片が散布していることが知られ、早く、昭和16年に、いまの立命館大学教授林屋辰三郎博士により、瓦片の散布地が寛弘2年(1005)藤原道長の造立した浄妙寺の跡であると推定されていたものである。

それゆえ、学校敷地造成のはじまる前に、発掘調査する必要がある、宇治市教育委員会事務局内に、浄妙寺跡調査委員会を設置し、数度の会合を開き、同



第1図 浄妙寺跡所在地

委員となつた杉山信三と堤圭三郎とが調査を担当し、昭和42年1月23日に着手、同年2月11日に終了した。

浄妙寺の遺構は敷地の北側中央、くわしくは赤塚40番地の北に寄つた所で埋没しており、五間四方に縁側をめぐらした建物で、縁東石と亀腹基壇の下部とが見られ、特に東側に顕著に残つていた。

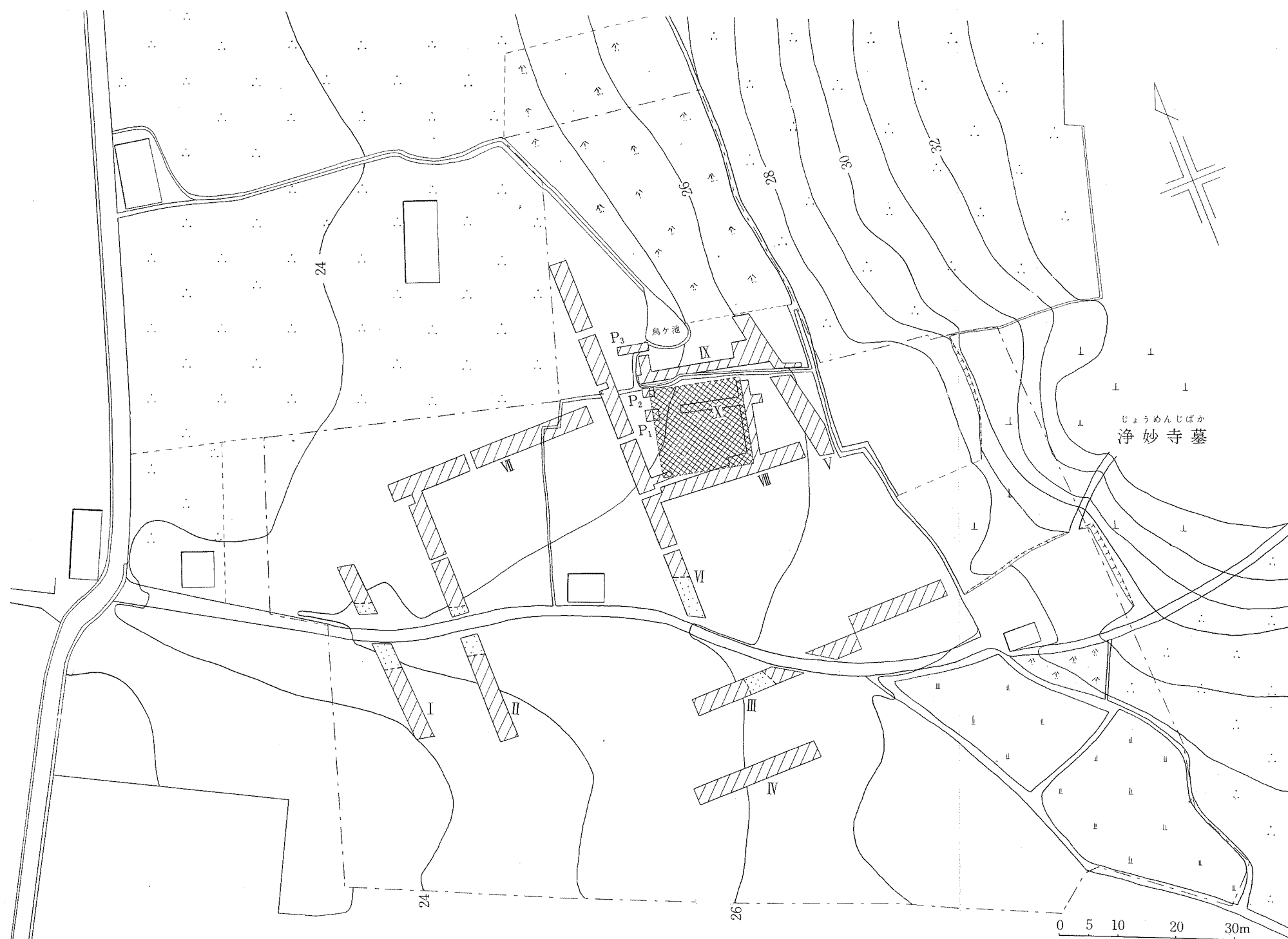
調査には、連日、堤が現地に於いて直接指揮し、杉山はそれを指導し、別に京都教育大学々生諸氏の補助を得、作業そのものは、元の地主であつた大石昌男氏等の方々が当られた。調査としての目的が達成され終了出来たのは、すべて、以上の人々の好意と、浄妙寺跡調査委員会の委員諸志の努力によるものである。感謝の辞をさげたい。

II

調査は1月23日から着手された。着手にあたつては、まず、学校敷地を含む一帯の地形実測を行なつた。それにやゝおくれて、敷地内の中央をほぼ東西に通る道があり、やゝ高まりを持っているので、それに対し、ほぼ西寄りの所で南北にⅠ・Ⅱと付号する2本のトレンチをまた、東の方南寄りの所で、東西にⅢ・Ⅳの2本のトレンチをいれた。これらのトレンチによつて、高い所は、砂の堆積があり、トレンチ内の低い所は、紫褐色を帯びた土層をあらわして、低い所の層を追えば、目的の遺構を得るかも知れない希望をもたらししたが、トレンチ内ではめだつた遺構がないことを確認した。

たゞし、この川砂の堆積は人工的なものではなく、自然的なもの、以上のトレンチでわかつたことであるが、今回の学校敷地の東南から、敷地の中央を東西に通る、さらに、敷地外の西方に延びているものである。それは川床であると認められる。いわば、それが天井川であることをあきらかにし、現在の「堂の川」のもと流れを発見したことになった。

この川を見つけたということは、一見無駄な作業をしたように見えるが、決



第2図 浄妙寺跡発掘調査地附近地形図

してそうではなく、この場合、調査には大きな意義をもたらした。後述のように、浄妙寺は川から北にあることが、文献上より知られる。文献のみをたよりにした時、川がこの地点よりはるかに南に流れている、いまの「堂の川」である限り、浄妙寺跡は学校敷地内にあると限定出来ず、敷地と堂の川との間にあることも考えられる。しかし、もとの川が学校敷地内の中央を東西に流れているとすれば、その川筋より北に、浄妙寺の位置を考えていゝ根拠があたえられ、すくなくとも今回の調査の範囲はそれより北の学校敷地内にもあるらしいということで、南半は調査しなくてもいいという判断が与えられたのである。

このことから、ついで、新たにトレンチを敷地の東寄りの所に2本つくり、一つは山裾に、Vを、他は既設トレンチの中間に、南北に長いトレンチVIを作った。Vのトレンチでは、それまでにかかなり深く掘りかえされていて、遺構ある土層は得られず、山裾により、わずかにのこされた地山を得た。ただし、その埋め戻された土の上面近くには、平安時代末また或は鎌倉時代初の瓦片が散布しているのを見たけれど、それらについて意味を読みとる手がかりは得られなかった。

VIのトレンチでは、川床寄りには、氾濫した川砂のひろがりを境するような所があり、それより北は紫褐色の遺構を含むかと思われる土層、しかも土師質土器の破片も見られるのがあらわれた。それによって、何ヶ所か掘り下げ、土層を見、その紫褐色土の中に、壁土の焼けたものを見ることが出来た。けれどその土層は移動していると思われるので、それだけで直ちに遺構をみつけたとすることは出来ず、多分、そのあたりに、この焼け壁土を含んだ灰が、うぶな状態で埋っていると推定、それを発見することが出来るとの予想を持たせたとどまった。

それゆえに、トレンチIIの北辺とVIのトレンチをつなぐ東西方向のトレンチVIIと、VIとVをつなぐ同方向のトレンチVIIIとを設けたが、後者ではVの様相と同じであるため、表土だけを剥ぎとることだけに努め、前者VIIでは紫褐色土層の表面を追うたが、遺構と認めるような焼灰は得られず、遺構があるとして

も、Ⅵのトレンチより西ではないことをあきらかになった。

従つて、Ⅷに平行して、Ⅶを延長したような位置を以て、ⅥとⅤをつなぐ東西トレンチⅨを作った。こゝでは、部分的に浅い所と深い所とが見られ、しかも浅い所は黄褐色の固い土層であること、深い所は礫を伴つたものであること、それらの状況が或は基壇に関係するのかも知れないと考えた。

しかし、こゝまで、たどりついた時は、予定日数は殆んどつかい、あと一日を残す2月5日であった。もし、翌2月6日に遺構を見つけることが出来なければ、この調査にみきりをつけなければならない状態となっていた。その6日には、前日に基壇に関係するかも知れないと考えたことをたしかめるため、それよりやや南に位置して、平行する東西のトレンチⅩをいれることにしたのである。これによって浅い所は、基壇らしき状況、東に寄つては、それが下がり、その下がった所で、うぶな焼灰土と、それにかくされていた礎石の一部を発見したのである。

これは、この調査では、初めての遺構であつて、基壇として下がるのは亀腹であることを意味し、発見した礎石は縁束石であると考えたのである。

それ故に、この調査を、実測日を加えて11日まで延期し、焼灰土を南北にわたり検出し縁束石もしくは据えられていた痕跡を求めてそれぞれの間隔がおよそ2.5 m 間隔で6ヶ所あることを見つけ、亀腹の痕跡は最初に発見した縁束石より南へ、約11mはなれた所で、西へ向けて折れまがり、そこが、東南の隅であることを示した。従つて、折れ曲りの隅の縁束石をさがしたが、抜かれているのか、あらわれなかった。しかし、こゝで南辺があらわれたのであるが、この南辺は、一部、Ⅷのトレンチにかかっていたのである、このⅧのトレンチは前述のように深く掘り下げていなかったのであるが、もし、さきにⅧのトレンチを深く掘り下げていたなら、この焼灰層をみつけ得たであろう。それだけの土層を動かすことが、この発掘では困難であつたのである。

ともかく、南辺の西端をおさえるため、東辺に直角な線を予想し、その線が、Ⅵトレンチにかゝるところでは、焼灰のないことを確かめ、それより東へ、枝

のトレンチを作ったが、その箇所はあらされていて、適確には出なかった。従って、あらためて、トレンチのXの延長上にピットP₁を掘り、西辺の一部を見、それとトレンチIXまでの間でP₂を作りそこが西北の隅になることを、焼灰土の在り方で判定することが出来、それによってこの遺構は、平面が、正方形であることをたしかめ、柱間は5間で12.52 m であること、それより縁が、1.57m 出で、とりめぐらしていること、縁もあわせれば1辺が約15.7m、程度のものであると推定出来た。

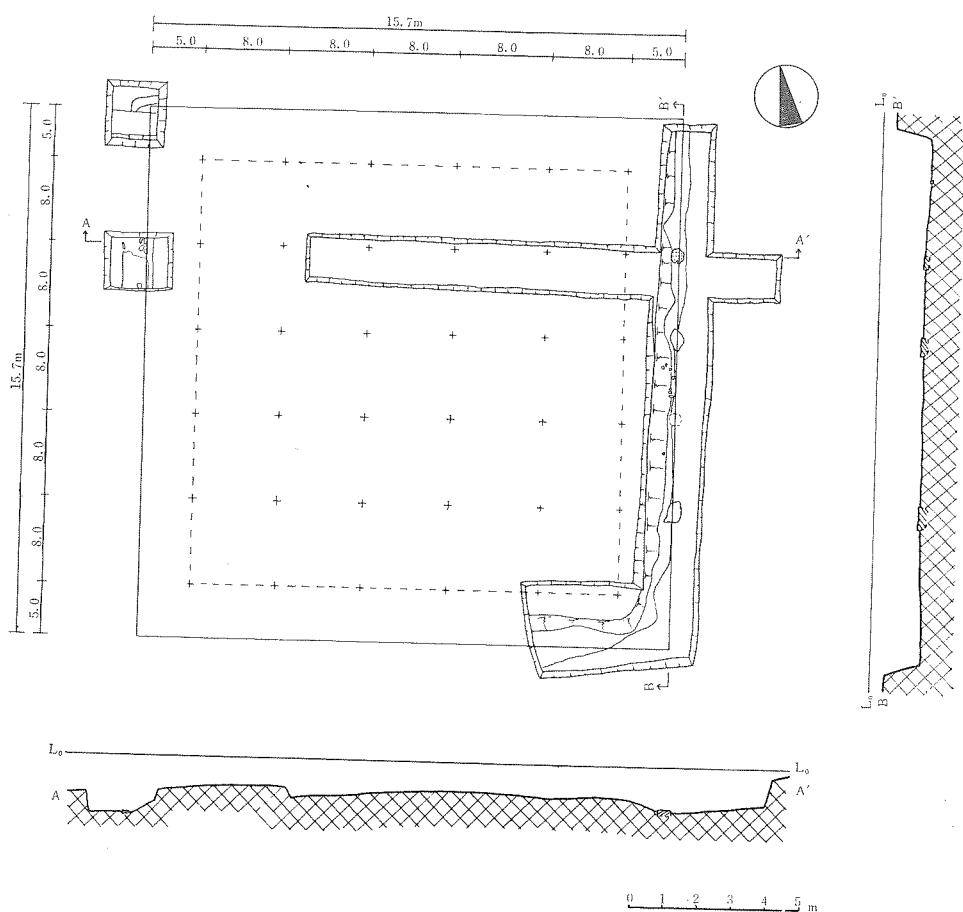
遺構がはじめてあらわれた、予定最終日の6日から5日間だけを延長し、この遺構にとっては、必要にして十分な調査をとげて2月11日で、実測も終えたのである。翌12日は休暇をとり、13日から2日間を以て、必要な箇所のみを埋め戻し、遺構をかくし、調査を終えたのである。調査所要日数は約20日であった。

III

検出した遺構は、縁束石の存在で、前述のように、方五間、周囲縁側をとりめぐらした建物と推定する。たゞし、亀腹上面の柱礎痕跡を求めているないので、柱位置関係、とくに内陣部分をあきらかにしていないから、この建物の性質を究めることは困難であるが、各間8尺の方五間であることは、方一間の母屋に四面庇をもち、さらにその三間の四面に孫庇をとりつけたと形に考えられ、当然、屋根の形は宝形となり、三昧堂の形式を踏むものとする。もし、塔であるなら三間四方にすぐ縁をめぐらすことになるだろうし、平安時代中期とすれば、塔に縁をめぐらしていたかどうかはわからない。三昧堂とすれば、文献、特にこの浄妙寺造立発願者である藤原道長の日記“御堂関白記”の寛弘元年2月19日の条に、

木幡三昧堂可立所為定、到彼山辺、從鳥居北方河出、其北方有平所、道東、
(阿倍) (賀茂)
晴明朝臣・光榮朝臣等定

とあり、三昧堂を建立していたことにある。この文によれば、木幡山辺にいたり、鳥居より北方、河に出たと記している。鳥居というのは、式内社許波多神



第3図 浄妙寺建物跡実測図

社の鳥居を指すのであろう。その北の河とあり、河を今回発見したものとすれば、その河をわたってさらに北の方に平な所がある。それは道の東であるといっている。その道というのは、今回の敷地の西にあるものをさすのであろう。この道が古いものであることはいうまでもないが、それが、どれほど古いものかは、このあたりではあきらかにすることが出来ない。しかし、これを北へたどり、石田から醍醐を通つて山科の追分に達するまでの間、大宅のあたりで、古海(街)道町の地名をのこし、醍醐天皇陵あたりでは、陵から西へ避けたような道筋となっている。いま、その北と南とを通せば、それは醍醐天皇陵の極めて近い所を通る。ところで、この街道の方向と醍醐寺の下伽藍の方向と平行し

ていることから見れば、伽藍より先にこの街道があって、それにならって、伽藍の方向が決定したと見ることも出来る。ついで、醍醐天皇陵造営にあたって、街道は、陵地を避けて、西へ迂回させたと見る事が出来る。そう考えれば、この街道は醍醐寺造成時以前に存在していたことになる。10世紀初めにはすくなくとも存在していたことになり、「御堂関白記」の道は、これを指すことになる。ゆえに、三昧堂の位置は、河の北、道の東ということになって、今回発見の遺構に相当し、発見のものが、道長の三昧堂と考えることは、まず、まちがいのないものとなる。

この堂の供養が行なわれたのは、「御堂関白記」により、寛弘2年10月19日と知られるが、「小右記」の方もくわしく、堂には普賢像たゞ一軀が安置されていたといふ、まさに法華三昧堂であったことがわかる。

なお、遺物の方についてはまだくわしく調べていないので、確実なことをいう段階ではないが、附近より出土した瓦片については、その時代に相当するものは案外少なく、むしろ瓦当のあるものはわずか数点に過ぎず、普通の平瓦では鎌倉時代に属するものが圧倒的に多い。このことから、堂の当初は、瓦葺きではなく、桧皮葺きであったのであろう。

この堂が、火災によって消滅したものであることは焼灰が出たこと、特に亀腹の裾土が焼けて赤くなっていることでわかるが、いつ頃焼けたものであるかは、今回の調査だけではわからなかった。伝えによると鎌倉時代の末、延慶頃であるといふ、南北朝の動乱に壊滅し再興されなかったという。

最後に、一言付け加えることは、世に「木幡荘木幡寺浄名寺廟墳図」というのがあることである。

山城州木幡荘木幡寺浄名寺建武炎上前寺図、木幡寺境内存在廟墳高位之分
下位之部略之為萬世図畫之、備不朽置所有也、

木幡荘地頭

南都福寺官務衆徒

古市播磨守胤栄（花押）

永禄^二_三^辛_酉歳春三月朔日

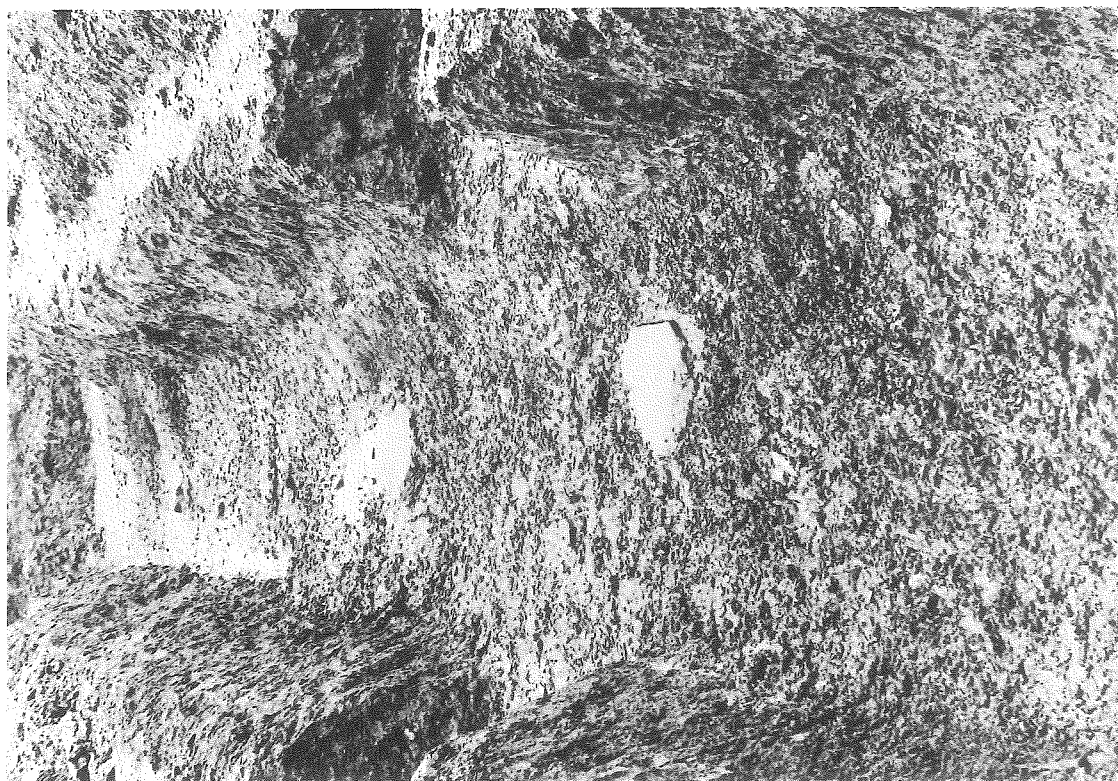
という識語をもっている。これは、その状況が、“御堂関白記”以下他の記録ともあわず、また、現在の陵墓の在り方ともあわない点を考えれば、これによって、もとの妙浄寺を類推することは誤りを犯すことになる。(杉山信三)



(1) 発掘調査地全景



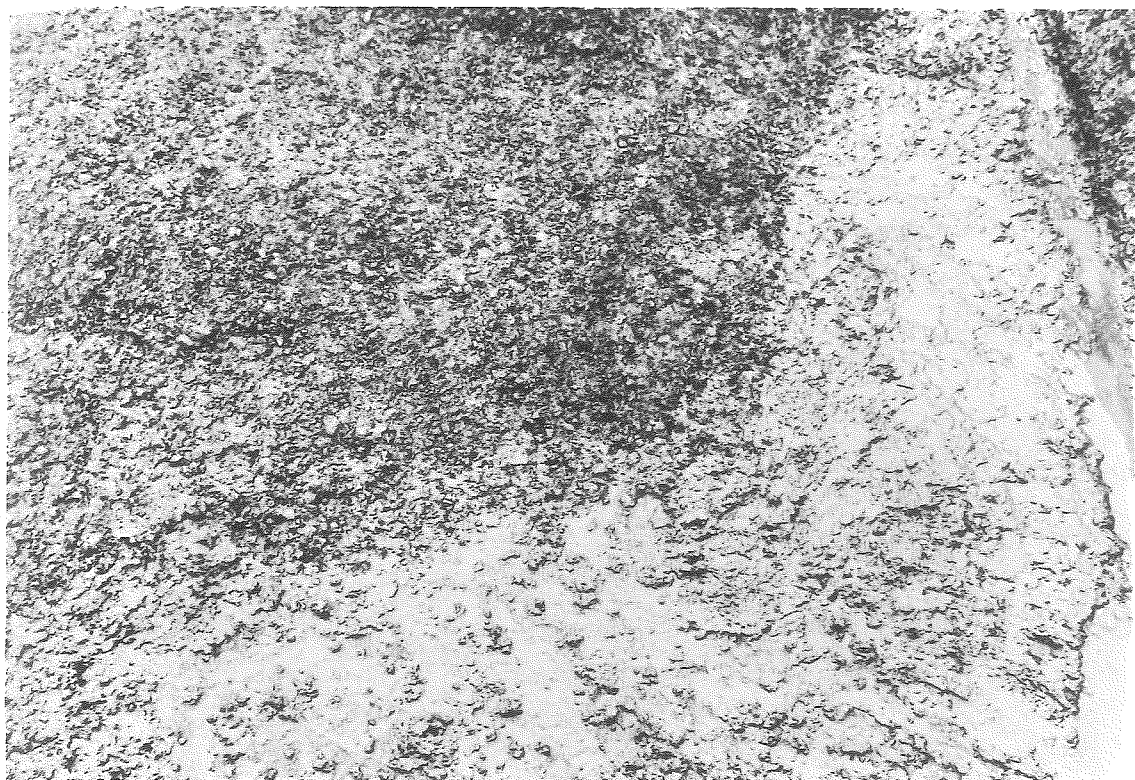
(2) 建物跡遠景



(1) 建物東側縁東石(北より)



(2) 建物東側縁東石(南より)



(1) 建 物 跡 東 南 隅



(2) 隅とりのある花崗岩製縁束石